

愛知県社会福祉審議会規程の一部改正について

1 改正の背景

- 平成24年8月、「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が一部改正され（以下「改正認定こども園法」という。）、「子ども・子育て支援法」の施行日（平成27年4月1日予定）以降に開設する幼保連携型認定こども園については、**都道府県知事があらかじめ審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて設置の認可等**をすることとされた。
- 上記改正に合わせて、児童福祉法が一部改正され、子ども・子育て支援法の施行日（平成27年4月1日予定）以降に開設する保育所については、**都道府県知事があらかじめ児童福祉審議会の意見を聴いて設置の認可**をすることとされた。

2 幼保連携型認定こども園について意見を聴取する合議制の機関について

- 社会福祉法では、「条例で定めるところにより、社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。」（第12条）としており、本県ではこの規定に基づき、**社会福祉審議会を児童福祉審議会として位置付けている。**
- また、子ども・子育て支援に密接に関連する児童福祉に関する事項を調査審議していることから、愛知県社会福祉審議会の児童福祉専門分科会を子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て会議」と位置付けた。
- 改正認定こども園法は、子ども・子育て支援新制度の柱となるものであることから、**幼保連携型認定こども園に関する「審議会その他の合議制の機関」を「子ども・子育て会議」である愛知県社会福祉審議会（児童福祉専門分科会）とすることとし、平成26年9月議会に、愛知県社会福祉審議会条例の一部改正案を上程する。**

3 改正の必要性

- 愛知県社会福祉審議会（児童福祉専門分科会）の審議事項は、児童福祉に関すること及び子ども・子育て支援に関することとされており、広範囲の専門分野から委員が選任されている。
- 幼保連携型認定こども園及び保育所の認可等に関する調査審議は高い専門性が求められるため、「愛知県社会福祉審議会規程」を一部改正し、**児童福祉専門分科会に審査部会を設けて調査審議すること**としたい。
- 幼保連携型認定こども園と保育所は、根拠法令の異なる別の施設であるため、それぞれ専門の審査部会を設けて調査審議することとする。

4 改正の概要

愛知県社会福祉審議会の児童福祉専門分科会に「幼保連携型認定こども園審査部会」及び「保育所審査部会」を設置する。

5 改正の時期

平成26年9月議会に上程する愛知県社会福祉審議会条例の一部改正の後、「幼保連携型認定こども園審査部会」及び「保育所審査部会」を設置する。

(参考) 【改正前】 【改正後】

